

地球温暖化と環境税

－導入すべきか否か？－

目次

1. はじめに
2. 環境税（炭素税）とは
3. 日本の環境税をめぐる動き
4. 地球温暖化対策のための税
5. 環境税のメリット・デメリット
6. 賛成派の言い分・反対派の言い分
7. 環境税以外の環境対策方法
8. 世界各国の環境税
9. 論点
10. 参考文献
11. 環境税に対する世論調査

1 はじめに

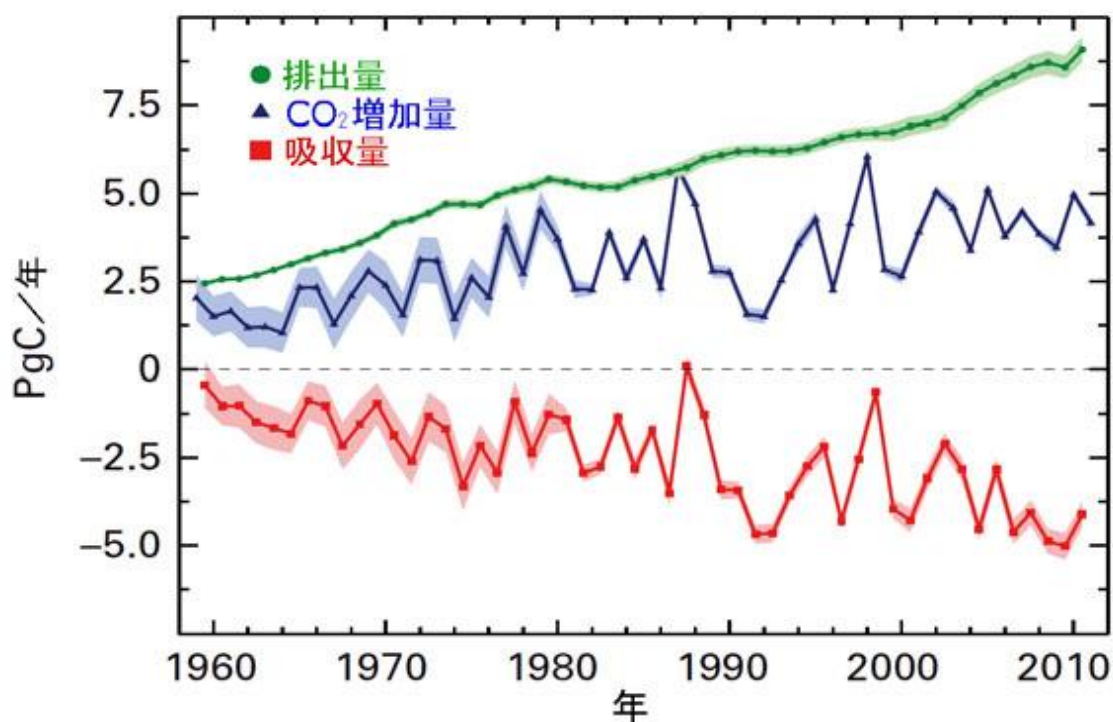
経済成長と大量消費社会の到来、それは人類の生活を急激に豊かにした一方で、様々な環境問題を引き起こした。地球温暖化。それは全世界が直面しているもっとも深刻な危機のひとつである。

地球温暖化の原因は温室効果ガス（CO₂ やメタンガスなど）の排出によるものである。経済成長にともない、化石燃料（石油、石炭、天然ガスなど）の使用増加、自動車の増加や森林の減少が温室効果ガスを急激に増やした。

地球温暖化が進むと、多くの問題が引き起こされる。例えば、海水面の上昇による島の沈没で環境難民が発生すること、降水量の変化により、地域によって干ばつや洪水が起こること、気候の変化によって生態系が大きな被害を受けることなどが予測される。IPCC（気候変動による政府間パネル）の調査によると、気温が 1℃上昇することで、30%の動植物が絶滅すると予測されている。

地球温暖化は今も進行し続けている。IPCCの調査によると、2100年の世界平均気温は1990年より1.4~4.0℃上昇すると予測されている。また、平均気温2℃の上昇を食い止めるためには、先進国は排出量の80%を削減しなければならない。温室効果ガス削減の手段の1つとして考えられるのが環境税なのである。

<世界のCO₂>



出典) WMO 温室効果ガス年報

2 環境税（炭素税）とは

環境税とは工場などからの汚染物質を削減するために、排出した汚染物質の量に応じて課金するシステムである。代表的なものとして炭素税がある。炭素税は化石燃料（石油、石炭、天然ガス、ガソリンなど）の使用によるCO₂排出削減のため、化石燃料に課す税金である。環境税は政府による直接規制と違い、温室効果ガスの排出上限が決められておらず、排出した量（使用量）に応じて税金を払うことになる。

3 日本の環境税をめぐる動き

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット（国連環境開発会議）において地球温暖化を世界全体で取り組むとして、「国連気候変動枠組条約」が採択され、

1995年から気候変動枠組条約締結国会議（COP）が開催されるようになった。その第三回会議（COP3）で日本主導のもと「京都議定書」が合意され、2005年に施行された。これは先進国の削減目標が明確に規定された初めての国際的な合意である点で非常に重要であり、温暖化対策の第一歩となった。削減目標は2008~2012年の5年間の平均で1990年と比べて日本-6%、EU-8%、アメリカ-7%（離脱）などで、先進国全体で少なくとも-5%削減するという目標であった。

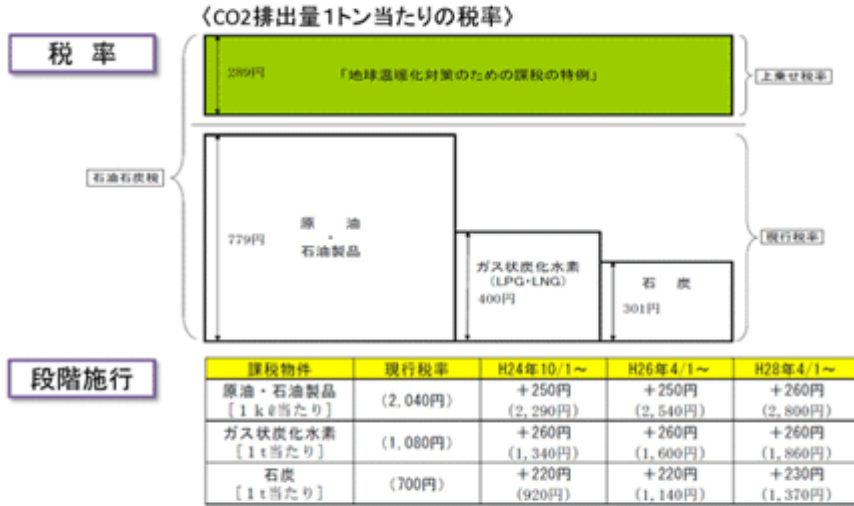
環境税はこの削減目標を満たそうと、2004、2005年に導入するかどうかが検討された。日本の削減状況は2002年時点で目標値+13.6%だったため、このままいくと2010年には目標値+10~11%となると予測された。そこで環境税を導入することで4%温室効果ガスを削減できるとして導入が検討された。しかし、産業界の強い反対と、2005年の原油価格高騰などの理由により、導入が見送られたが、2012年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が導入された。

4 地球温暖化対策のための税

京都議定書の第一次約束期間は2008年~2012年だが、2013年以降の温暖化対策についても様々な議論がなされてきた。2009年7月のG8ラクイラ・サミットでは温室効果ガスを2050年までに世界全体で50%削減、先進国全体で80%削減する目標が支持された。世界のCO₂排出量が増加するなかで、日本でも100年あたり1.2℃の気温上昇、日降水量100ミリ以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、これが人の健康や日本の生態系、農林水産業に影響を与えることが予想される。このような環境対策の重要性から2012年の10月1日から「地球温暖化対策のための税」が導入された。

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当



税収

初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

税によるエネルギー価格上昇額	エネルギー消費量 (年間)(注1)	世帯当たりの負担額
【ガソリン】 0.76円/L	448L	1,228円/年 (102円/月)
【灯油】 0.76円/L	208L	
【電気】 0.11円/kWh	4,748kWh	
【都市ガス】 0.647円/Nm3	214Nm3	
【LPG】 0.78円/kg	89kg	

出典) 環境省

5 環境税のメリット・デメリット

<メリット>

・環境税は政府による直節規制と違い、各企業の排出上限が決められていないため、排出企業は「環境税を払った方が得か」それとも「省エネ対策などで排出量を自力で削減し、環境税の負担を下げる方が得か」その企業状況に応じて対策することが出来るので、削減技術を持っている企業が優先的に削減し、削減技術を持っていない企業が無理に非効率な削減をする必要がなくなる。これによって社会全体で、ある一定量の汚染を最小の費用で削減できるとされる。

・削減量が大きいほど支払う環境税が減るので、企業には削減技術開発を促進するインセンティブが強くなる。

・政府は環境税による税収が得られるため、それを使ってさらに環境対策ができる。

・化石燃料の値段が上がるため、使用量を抑えられる。

<デメリット>

・環境税により確実に企業や家庭の負担が増える。

・コスト削減のために企業が環境税のない海外へ移転し、海外で多くの温室効果ガスを発生させ、結果的に削減にならない可能性。

・企業の負担を増大させることで、国際競争で不利になる可能性。

6 賛成派の言い分・反対派の言い分

<賛成>

・化石燃料に税をかけることで、消費者は化石燃料の環境への負荷を知り、行動を変えるきっかけとなる。

・家庭の省エネ化・企業の省エネ化が進む。

NGO「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

<反対>

・家庭と企業の負担が増える。

{原油価格の上昇による影響の調査}

大企業の収益：大きく圧迫 39% やや圧迫 48% 影響なし 13%

中小企業の収益：大きく圧迫 27% やや圧迫 50% 影響なし 23%

国民生活への影響：大きな影響 8% やや影響あり 49% 影響なし 41% その他 2%

・環境税導入による化石燃料価格の増加によってその使用量を抑えられるとしているが、ガソリン価格は2004年以降2年半で4割上昇しているが、それがガソリン消費量の抑制に

つながったという明確な相関は見られない。

- ・環境税は企業の自主的な環境対策を阻害する可能性がある。中長期の視野で環境対策のために多額の投資をしてきた企業の負担をさらに増やすことになり、自主的な取り組みを阻害するのではないか。

- ・コスト削減のために国内産業の海外移転が進み、産業の空洞化が進む可能性がある。そして環境税のない海外での生産が増えれば、結果的に CO2 の量は増えてしまう。

- ・環境税の導入で国民の意識を改革し、国民の行動を変えようとしているが、実際そのようなアナウンスメント効果があるのかは疑問である。国民の理解と協力は課税によるものではなく、国民運動や普及啓蒙活動によって誠実に行われるべきではないのか。

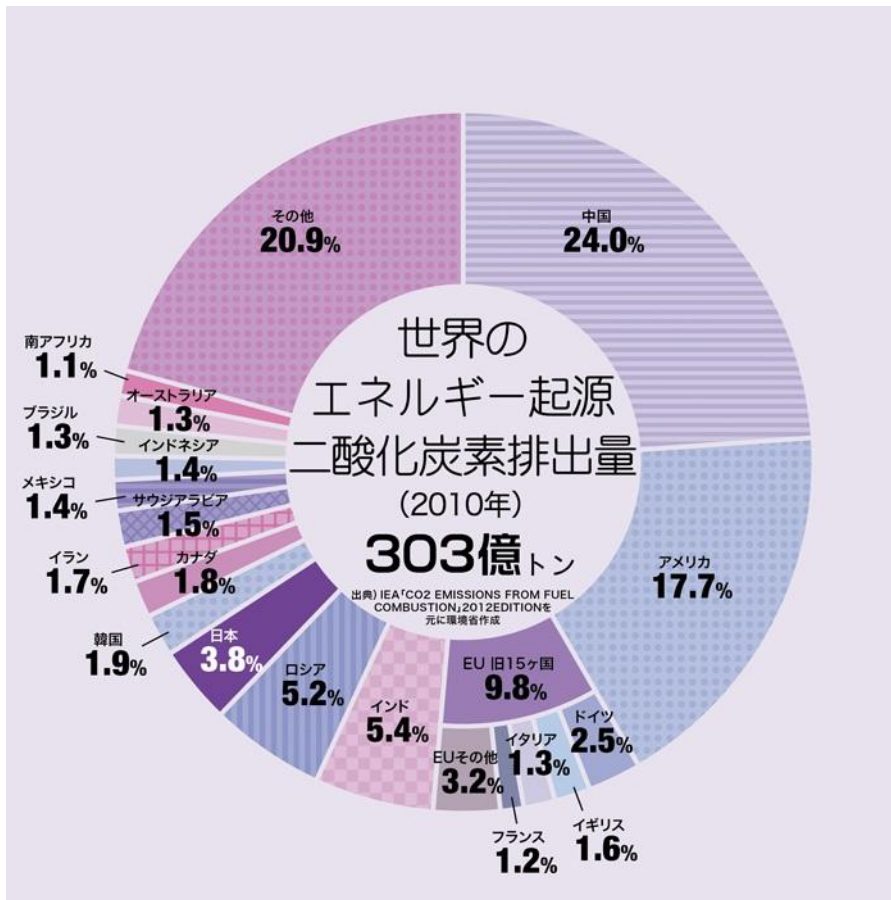
日本経済団体連合会 H18

- ・温暖化対策は人類共通の課題であり、地球規模での取り組みが必要。全世界のうちわずか 5%しか CO2 を排出していない日本が新たに環境税を導入しても温暖化の解決にはつながらないのではないか。

- ・新税の導入は日本のエネルギーコスト増大になり、産業の国際競争力をそぐことになりかねない。また、コスト転嫁が難しい中小企業に多大な負担がかかり、これが地域経済や雇用に大きな影響を与えることが懸念される。

- ・温暖化問題解決のためには、アメリカや中国、インドなどの主要な排出国が参画した真に公平で実効性のある枠組を作っていくことに日本政府は尽力するべきである。

日本商工会議所 H16



出典) JCCCA 全国地球温暖化活動防止センター

7 環境税以外の環境対策方法

①直接規制：もっとも伝統的な規制方法。政府が汚染発生者の行動を直接制限し、汚染物質の発生を抑える。

メリット

- ・目的が明確で一般に受け入れ易いため、多くの国で用いられている。
- ・企業が削減目標を守る限り、確実に削減できる。

デメリット

- ・汚染物質はそもそも有益な製品の副産物であることが多く、排出量を強制的に制限することは有益な生産自体を抑制してしまうことになりかねない。
- ・規制水準を一律に設けることになるが、削減費用の高い企業と低い企業があるので、社会的に多くの削減費用がかかる。
- ・排出基準を守らない企業が出てきたりして、政府が行政指導をする場合、莫大な金がかかるとともに、規制を守らないことを不当に放置する状況になる可能性がある。

<日本における直接規制の例>

1993年~環境基本法

例) 二酸化硫黄 (SO₂) : 1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。

一酸化炭素 (CO) : 1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。

- ②自主規制 : 汚染者が自主的に削減目標を設定し、削減努力を行って、排出量を抑制する方法。強制力のない自主規制が有効であるかは疑問であるため、政府がかかわる強制力のある自主規制にする必要がある。それで効果を上げているのが「トップランナー方式」である。

<トップランナー方式>

市場におけるもっともエネルギー効率の良い製品をベースに、今後予想される技術革新を顧慮して消費効率の基準値を決定する方法。これにより製造者は新しい技術開発を行わねばならず、経済的、技術的に負担がかかるが、この基準に達しない製品を販売し続けて場合は社名と対象商品の公表、罰金が科されることがある。

{トップランナー方式によるエネルギー効率改善状況}

- ・ エアコン 67.8%(1997→2004)
- ・ 電気冷蔵庫 55.2%(1998→2004)
- ・ 電気冷凍庫 29.6%(1998→2004)
- ・ ガソリン乗用自動車 22.8%(1995→2005)
- ・ ディーゼル貨物自動車 21.7%(1995→2005)
- ・ 自動販売機 37.3%(2000→2005)

他 13 品目

- ③補助金 : 汚染を削減する排出者に対して補助金を与えることで、環境を改善しようとする手法

メリット

- ・ 開発費用の大きい環境技術 (太陽光発電など) の育成に役立つ。
- ・ 環境産業に参入しようとする企業にも補助金が付加されるので、産業への参入が促進される。

デメリット

- ・ 財源を確保する必要。

- ・補助金を長い間支給し続けると、企業の新技術開発のインセンティブをそぐ可能性。

④排出量取引：企業、工場など各主体ごとに一定量の汚染物質を排出する権利を与え、実際の排出量が与えられた排出権に定められた量より多ければ、排出権が余っている他の企業からその分の権利を買い取ることができ、与えられた排出権より実際の排出量が少なければ、余った分を他の企業に売り渡すことが出来るという制度。

メリット

- ・政府が定めた排出量を各企業や工場に割り当てるため、市場全体の総排出量を政府がコントロールすることができ、削減効果が大きい。
- ・削減費用の安い企業が優先的に削減し、削減費用の高い企業は無理に削減せず、他企業から排出権を買い取るため、最小の削減費用で大きな効果を上げることが出来る。
- ・割り当てられた排出量を超えると、その分の排出権を他企業から買わなければならないため、排出抑制のインセンティブが働く。

デメリット

- ・排出量の初期配分が難しい。配分方法にはグラント・ファーザー方式とオークション方式がある。グラント・ファーザー方式は初期配分を各企業に無償で割り当てるが、環境対策に力を入れてきた企業など、もともと排出量の少なかった企業には小さな排出枠しか与えられず、排出量が多かった企業には大きな排出枠が与えられるため、公平さにかける。オークション方式は排出枠を有償にし、各企業に売りつける方式。オークション方式の場合、企業の負担が増える。
- ・排出量取引市場に参入する企業が少ない場合、少数の企業による排出権の買占めが起これば、新規参入企業に排出権を売ることが拒否される可能性があり、新規参入者の障害になる可能性がある。
- ・取引がちゃんと行われているか政府が監視するのに多くのお金がかかる。

<日本と世界の排出量取引制度>

・日本

2005年から自主参加型排出量取引制度（JVETS）が始まった。2010年に参加した58社は、2011年時点で2007~2009年の三年間平均よりCO₂-14.6%の削減に成功した。

また、東京都でも2010年から環境税が導入され、燃料、熱及び電気等のエネルギー使用量が原油換算で年間1500キロリットル以上の事業所を対象とする。2011年で基準値より約23%の削減に成功した。

- ・日本以外の国
EU、オーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダなど。

8 世界各国の環境税

導入している国として、スウェーデン、ドイツ、イギリス、スイス、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、フィンランドがある。

例)

- ・イギリス

2001年4月から気候変動課徴金（CCL）として導入された。2001年において対象施設の88%が削減目標を達成し、エネルギー効率が1998年と比べて、14.5%改善された。税収1035億円（GDP0.04%）。

- ・スウェーデン

1991年から炭素税導入。円換算で3261億（GDP0.81%）の税収。スウェーデンでは、1987~1994年にかけて、CO₂排出量が平均19%低下し、このうちの60%が炭素税によるものとされている。

9 論点

- ・環境税は導入すべきか。
 - 1.賛成 それはなぜか。デメリットをどうするか。
 - 2.反対 それはなぜか。温暖化対策をどのように推進していくべきか。

10 参考文献

- ・栗山浩一・馬奈木俊介 「環境経済学をつかむ」 有斐閣
- ・栗山浩一 「環境経済学の基本と仕組みがよ〜くわかる本」 秀和システム
- ・みずほコーポレート銀行・みずほ情報総研 「温室効果ガス削減と排出量取引」
- ・環境省

<http://www.env.go.jp/>

- ・ EIC ネット[環境用語集 : 「トップランナー方式」]

<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=1967>

- ・ トップランナー制度 - 資源エネルギー庁

<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save03.htm>

- ・ 経済的手法のメリットとデメリット - 経済産業省

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g10910f3j.pdf>

- ・ 排出量取引 東京都環境局 気候変動対策

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/trade.html

- ・ WMO 温室効果ガス年俵

http://www.jma.go.jp/jma/press/1211/20a/GHG_Bulletin_8_press.pdf

- ・ JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org/>

- ・ 地球温暖化対策に関する世論調査 - 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-globalwarming/>

- ・ 諸外国における環境関連税制等に関する資料

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/kenkyukai/pdf/02-07gaikokukankyousei.pdf>

- ・ 環境税をめぐる状況 - 国立国会図書館

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0665.pdf>

- ・ 地球温暖化対策における環境税

http://www.kankyo-planning.org/top_in/g_ronbun/pdf/06.pdf

11 環境税に対する世論調査 2007年8月

図13 環境税導入の賛否

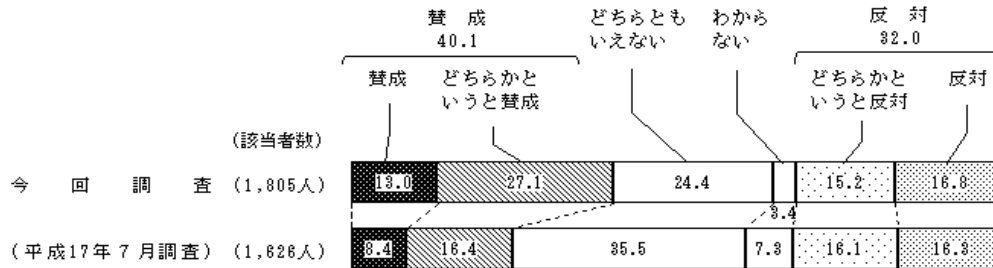


図24 環境税導入に反対の理由

(環境税の導入に「反対」とする者に、2つまでの複数回答)

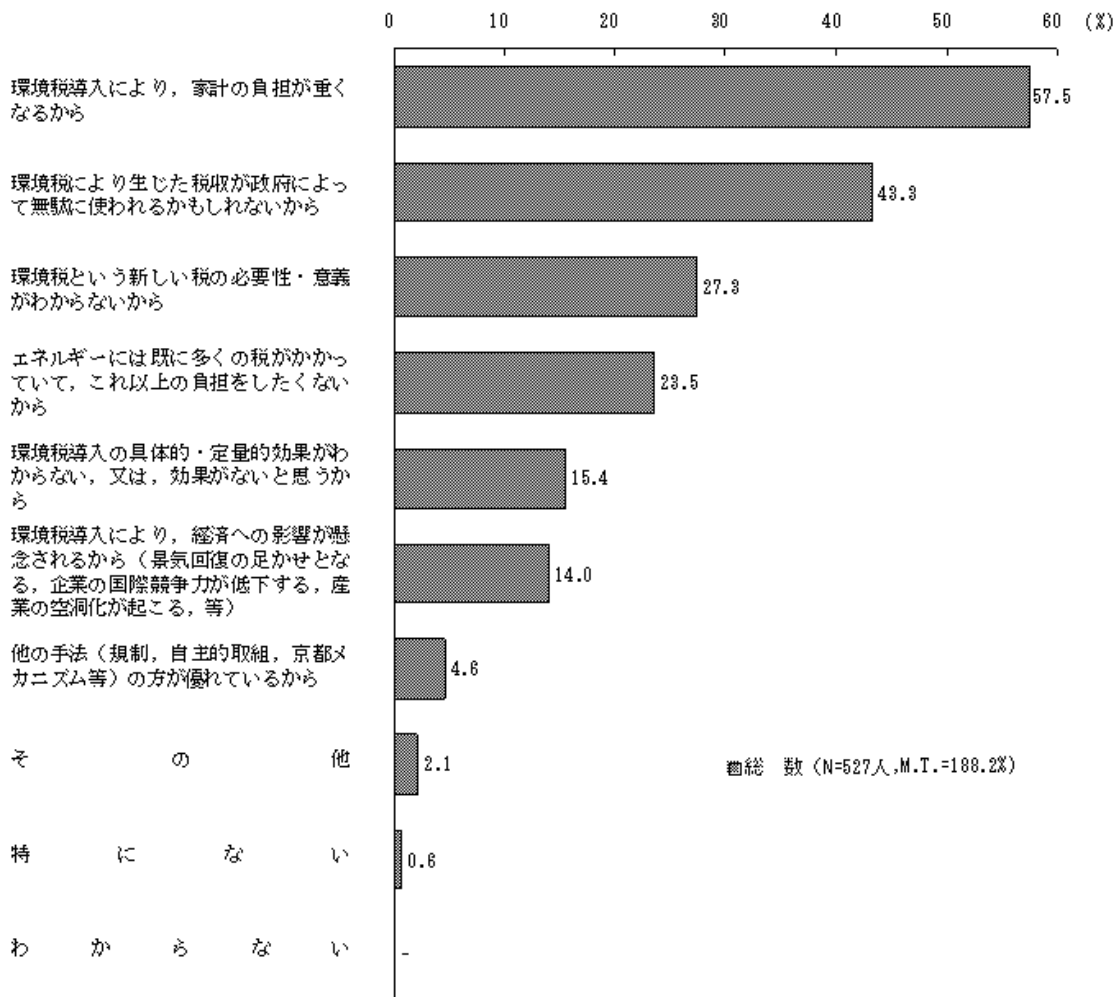


図22 環境税導入に賛成の理由

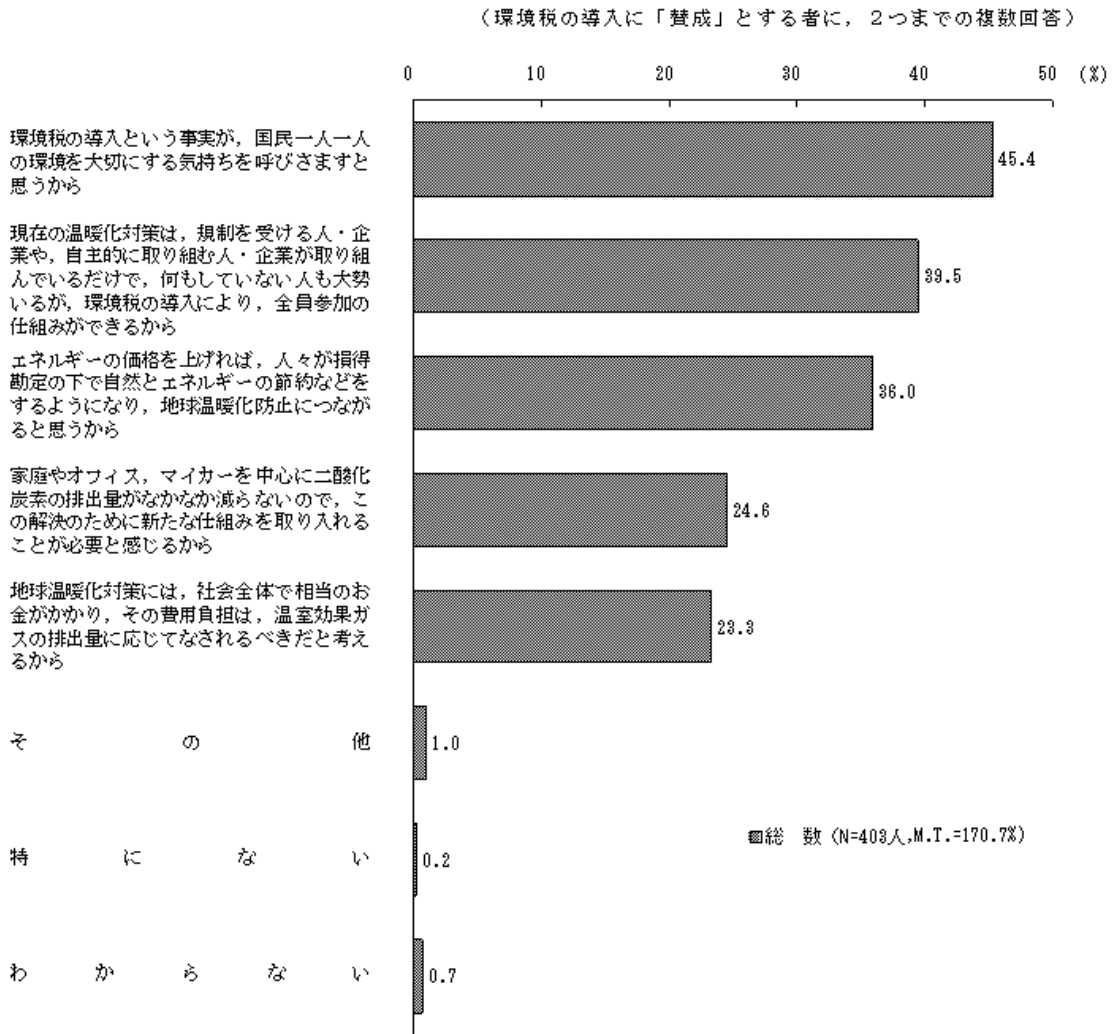
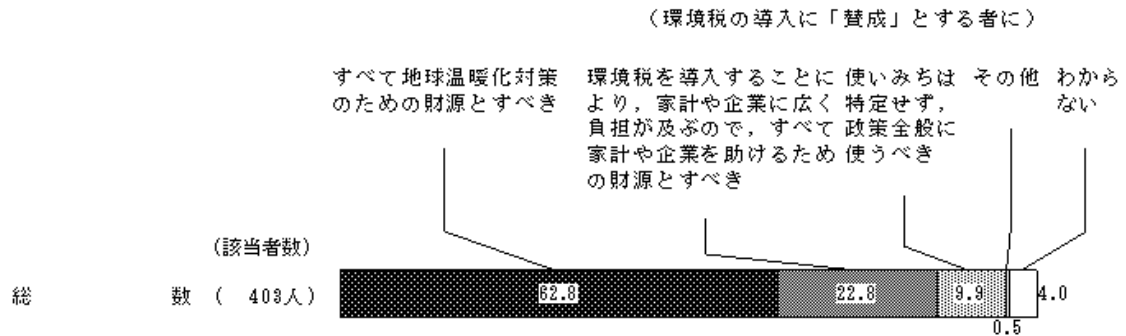


図23 環境税の使途



出典) 内閣府